に昇進した労働者の数の割合をいうこと。

15.「３．(5) 多様なキャリアコースに関する状況」欄は、該当する措置を○で囲み、該当人数を記載すること。また、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主については、アからエまでのうち１つ以上の事項、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主については、アからエまでのうち２つ以上の事項（通常の労働者以外の労働者を雇用し、又は労働者派遣の役務の提供を受ける事業主にあっては、アを必ず含む。）について記載する必要があること。